



女性に対する暴力根絶の
ためのシンボルマーク

男女間における暴力に関する調査
報告書
〈概要版〉

令和3年3月

内閣府男女共同参画局

目 次

I	調査の概要	1
II	配偶者からの暴力の被害経験	3
III	交際相手からの暴力の被害経験	6
IV	特定の相手からの執拗なつきまとい等の被害経験	8
V	無理やりに性交等をされた被害経験	11

※ 当資料は、「男女間における暴力に関する調査報告書」（令和3年3月）の主要な項目についてまとめたものである。

I 調査の概要

1 調査目的

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成 13 年法律第 31 号。以下「配偶者暴力防止法」という。）第 25 条では、国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、調査研究の推進に努めるよう規定している。また、「第 5 次男女共同参画基本計画」（令和 2 年 12 月 25 日閣議決定）では、女性に対する暴力に関し、社会における問題意識の向上や効果的な施策の立案・展開に資する調査研究を実施することとしている。

男女間を取り巻く環境の変化に応じた被害傾向の変化等に適切に対応するため、これまで、平成 11 年度、平成 14 年度、平成 17 年度、平成 20 年度、平成 23 年度、平成 26 年度及び平成 29 年度に、全国 20 歳以上の男女 5,000 人（平成 17 年度以前は 4,500 人）を対象に、無作為抽出によるアンケート調査を実施している。

前回調査から 3 年後に当たる令和 2 年度においても、これらの先行調査を踏まえつつ、今後の男女間における暴力対策の推進に資することを目的とし、国内の男女間における暴力の実態を把握した。

2 調査対象

- (1) 母集団 全国 20 歳以上の男女
- (2) 標本数 5,000 人
- (3) 抽出法 層化二段無作為抽出法

3 調査時期

令和 2 年 11 月～12 月

4 調査方法

郵送留置訪問回収法

（回収は、対象者自身が回収用封筒に記入済みの調査票を密封したものを、調査員が回収した。また、対象者本人が希望した場合には、郵送回収またはオンライン回答とした。）

5 回収結果

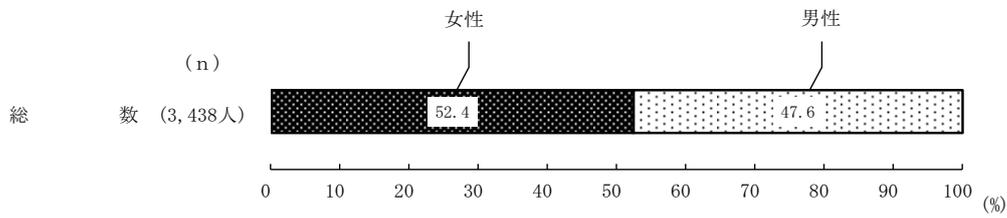
- (1) 有効回収数（率） 3,438 人（68.8%）
（内訳） 女性 1,803 人 男性 1,635 人
- (2) 回収不能数（率） 1,562 人（31.2%）

回収不能理由内訳

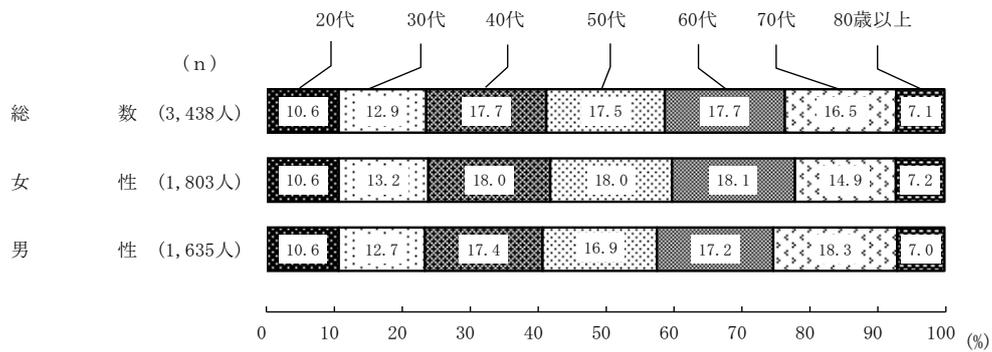
転居	116（2.3%）	調査票不達	2（0.0%）
長期不在	66（1.3%）	郵送依頼未回収	174（3.5%）
一時不在	316（6.3%）	web 希望未回答	165（3.3%）
住所不明	30（0.6%）	白票	102（2.0%）
拒否	478（9.6%）	その他	113（2.3%）

6 回答者の属性

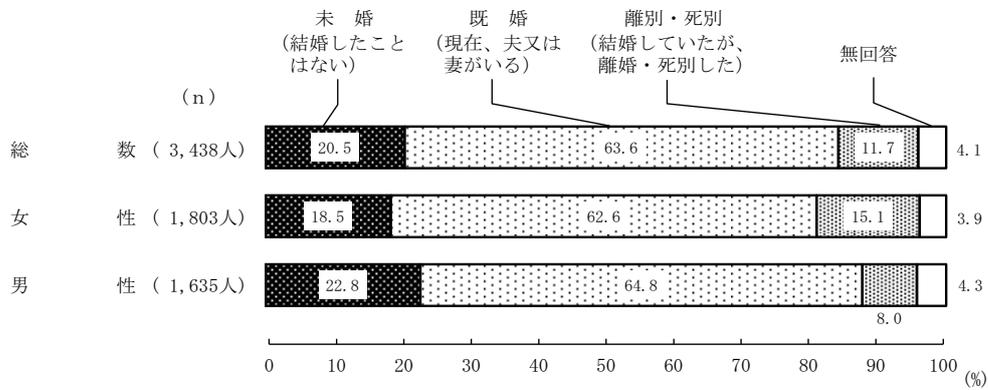
(1) 性別



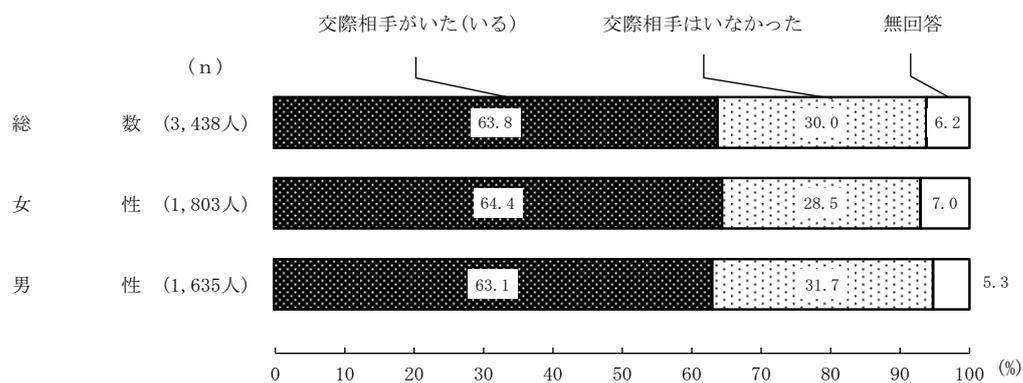
(2) 年齢



(3) 未既婚



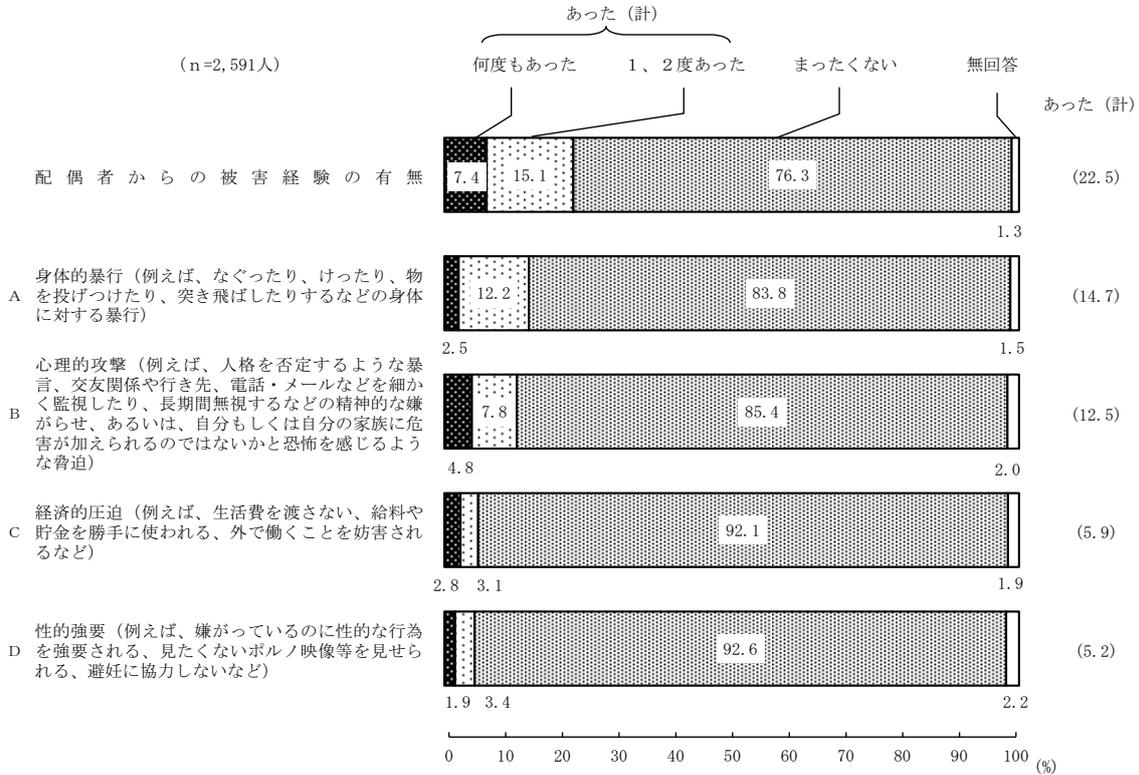
(4) 交際相手の有無



II 配偶者からの暴力の被害経験

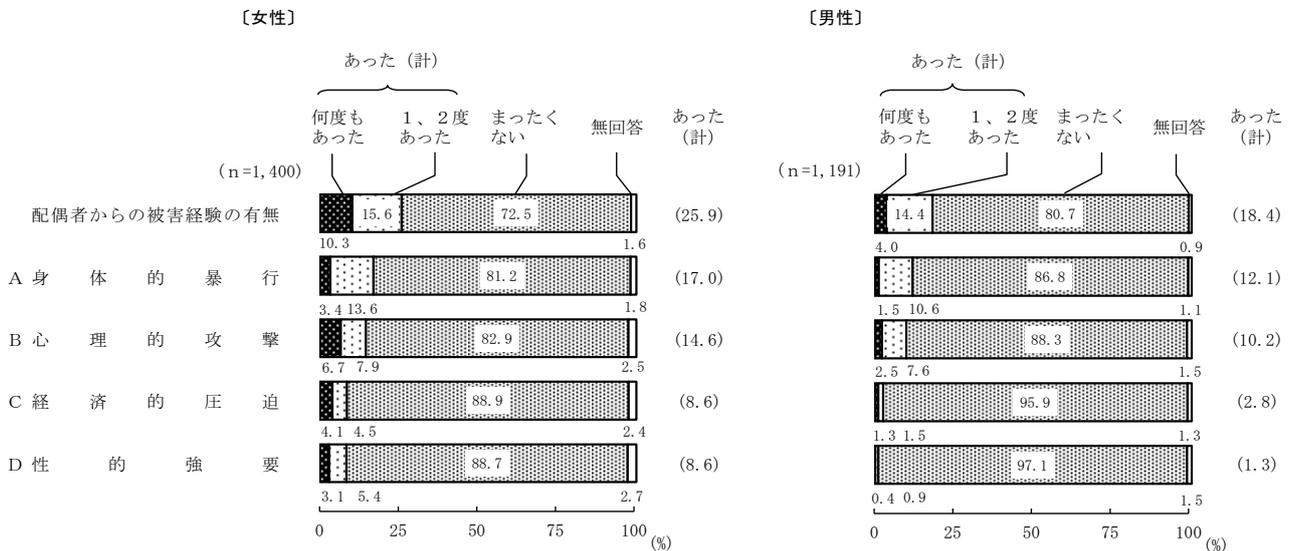
1 配偶者からの暴力の被害経験

約4人に1人は配偶者から暴力を受けたことがある。



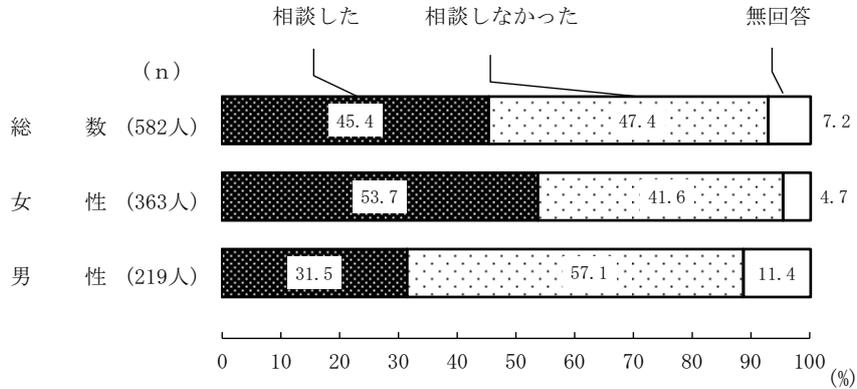
2 配偶者からの暴力の被害経験 (性別)

女性の約4人に1人、男性の約5人に1人は、配偶者から被害を受けたことがあり、女性の約10人に1人は何度も受けている。



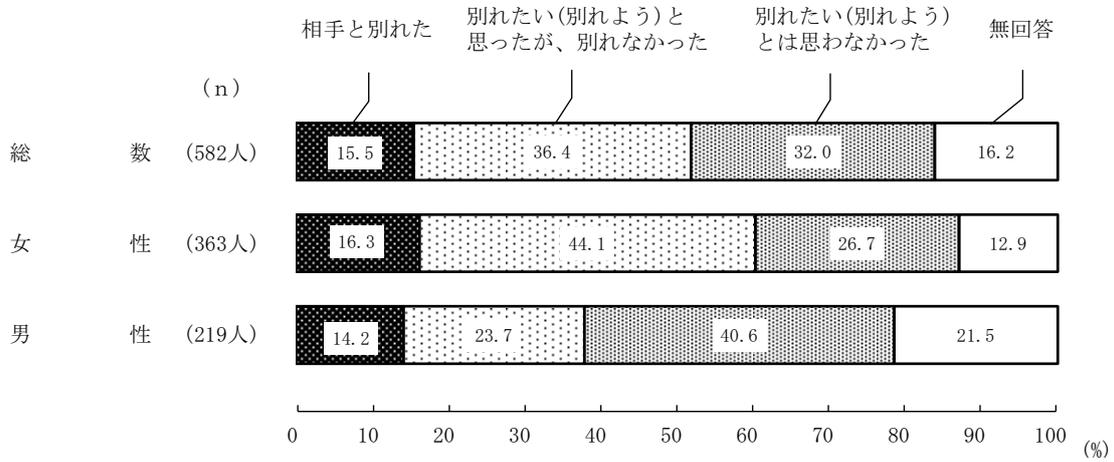
3 配偶者からの暴力の相談経験

被害を受けた女性の約4割、男性の約6割はどこにも相談していない。



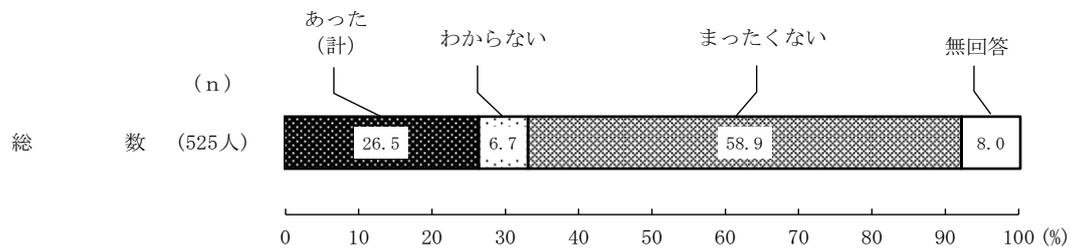
4 配偶者から被害を受けたときの行動

被害を受けた女性の約6割が「別れたい（別れよう）」と思っているが、男性の約4割は「別れたい（別れよう）」とは思わなかった。



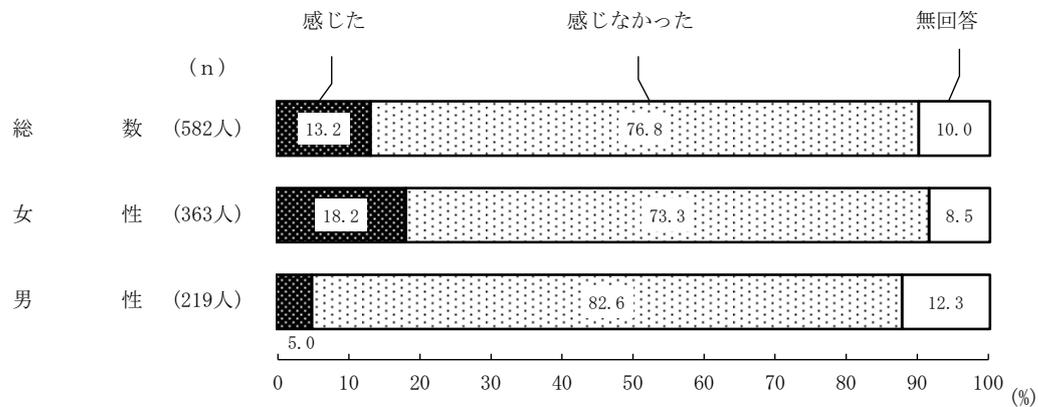
5 子供の被害経験の有無

被害を受けたことがある家庭の約3割は子供への被害もみられる。



6 命の危険を感じた経験

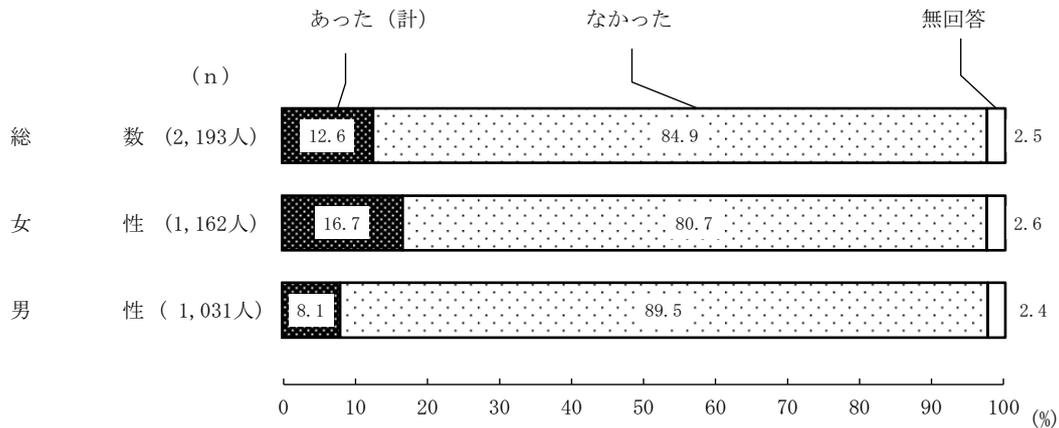
被害を受けたことのある人の約8人に1人、そのうち女性の約5人に1人は命の危険を感じた経験がある。



Ⅲ 交際相手からの暴力の被害経験

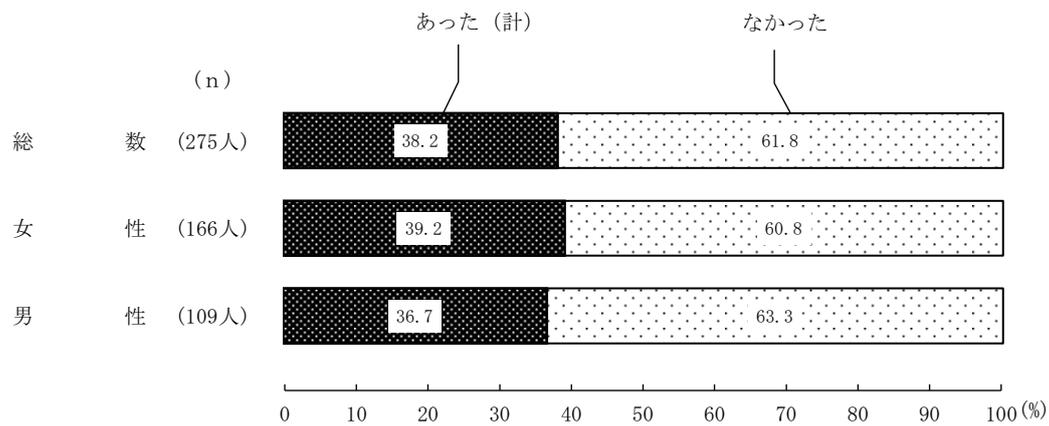
1 交際相手からの暴力の被害経験

女性の約6人に1人は交際相手から被害を受けたことがある。



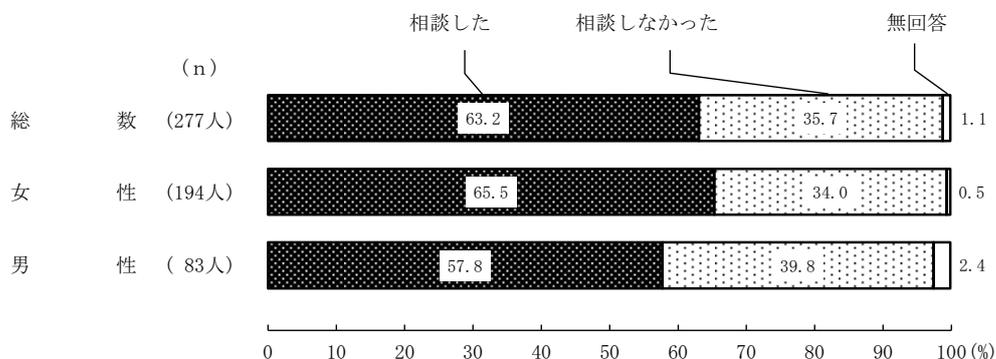
2 同居する交際相手からの暴力の被害経験

女性、男性ともに約4割は、同居（同棲）期間中に被害を受けたことがある。



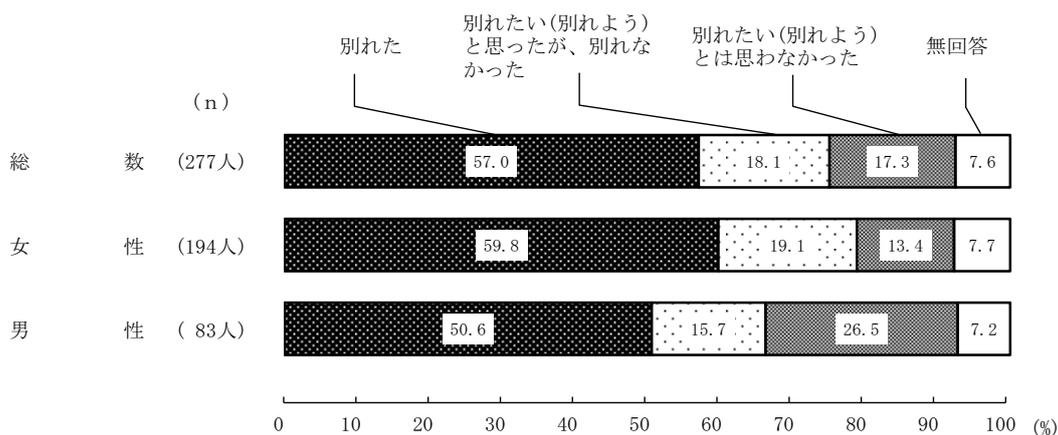
3 交際相手からの暴力の相談経験

被害を受けた女性の約3割、男性の約4割は、どこにも相談していない。



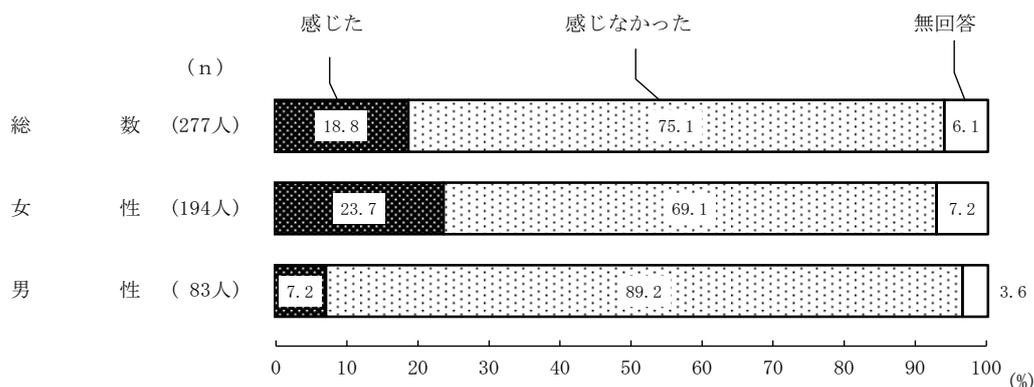
4 交際相手から被害を受けたときの行動

被害を受けた女性の約6割、男性の半数が交際相手と別れている。



5 命の危険を感じた経験

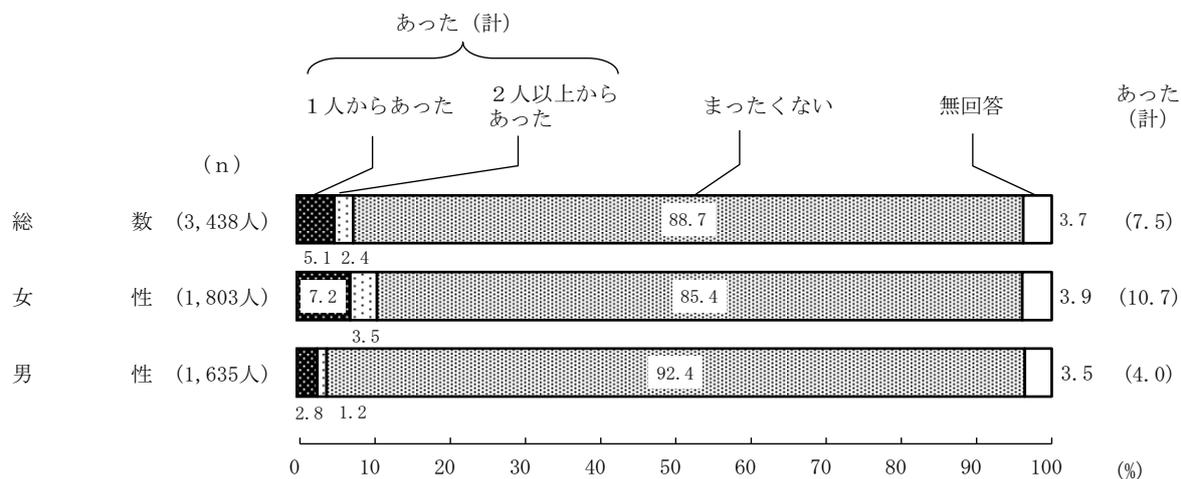
被害を受けた女性の約4人に1人は命の危険を感じた経験がある。



IV 特定の相手からの執拗なつきまとい等の被害経験

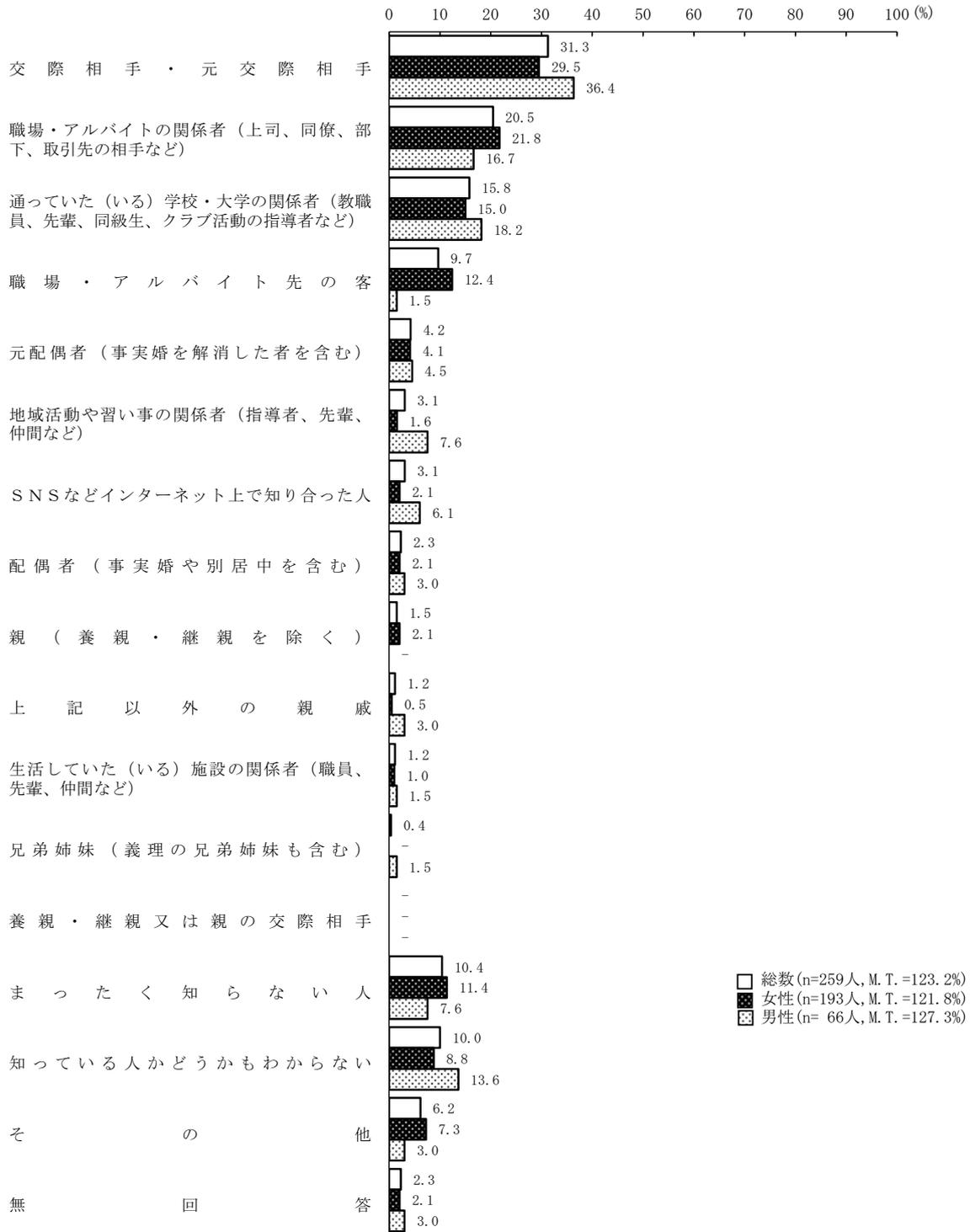
1 特定の相手からの執拗なつきまとい等の被害経験

約 13 人に 1 人、そのうち女性の約 9 人に 1 人は特定の相手からのつきまとい等の被害を受けたことがある。



2 加害者との関係(複数回答)

「交際相手・元交際相手」が約3割、「職場・アルバイトの関係者」、「通っていた(いる)学校・大学の関係者」が約2割。

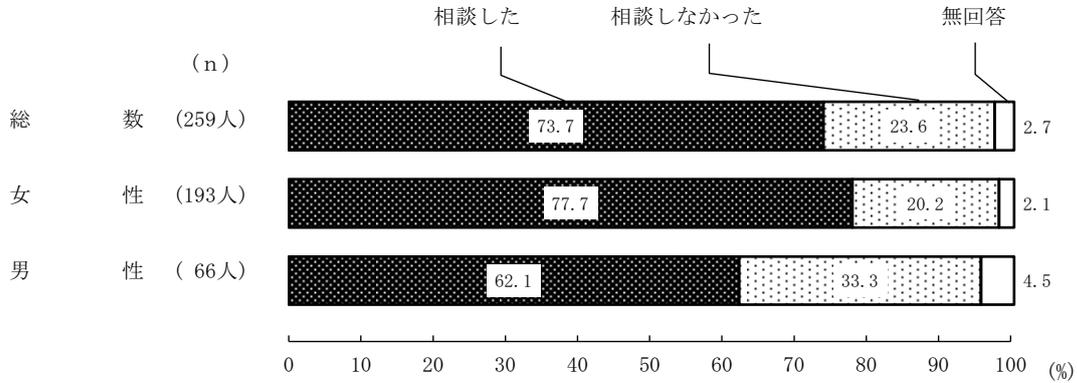


* 「上記以外の親戚」とは、下記以外の親戚を指す。

1. 配偶者 (事実婚や別居中を含む)
2. 元配偶者 (事実婚を解消した者を含む)
3. 親 (養親・継親を除く)
4. 養親・継親又は親の交際相手
5. 兄弟姉妹 (義理の兄弟姉妹も含む)

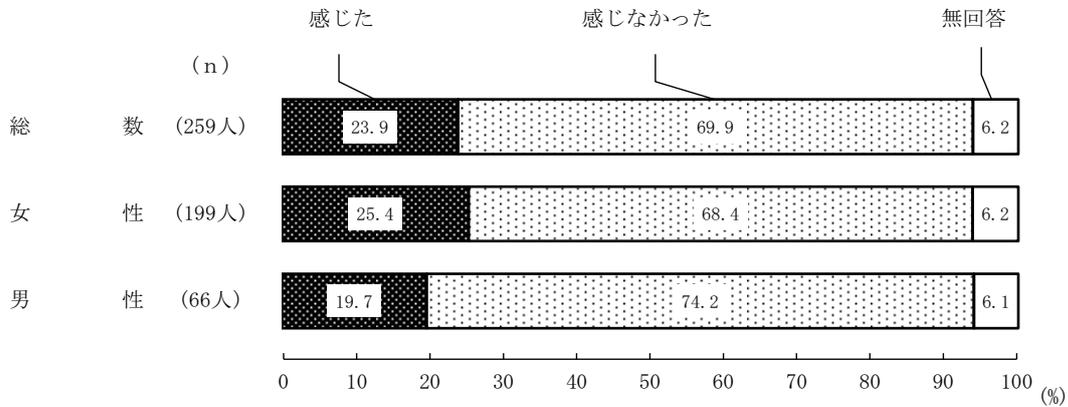
3 特定の相手からの執拗なつきまとい等の被害の相談経験

女性の約8割、男性の約6割は、相談している。



4 命の危険を感じた経験

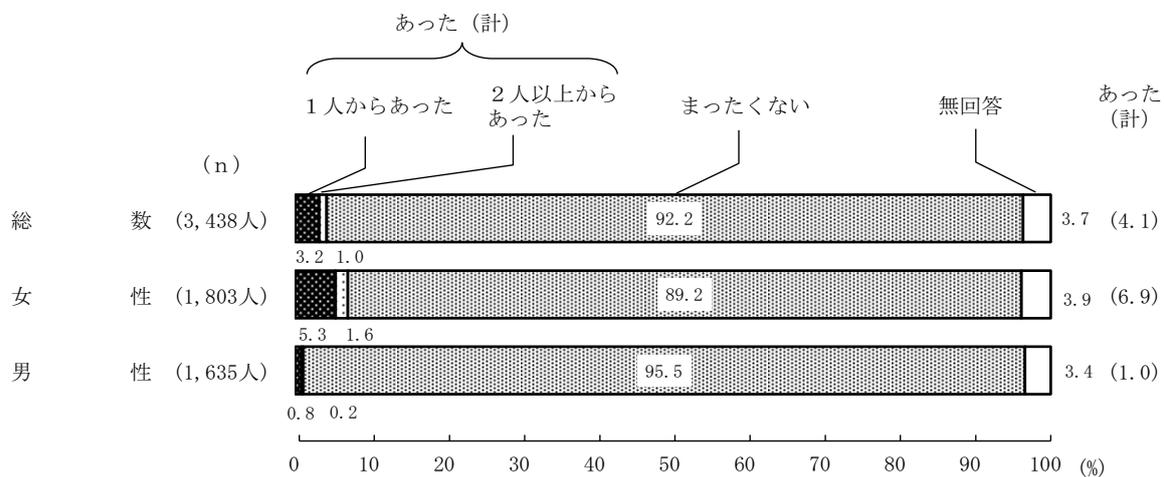
被害を受けた人の約4人に1人は命の危険を感じた経験がある。



V 無理やりに性交等をされた被害経験

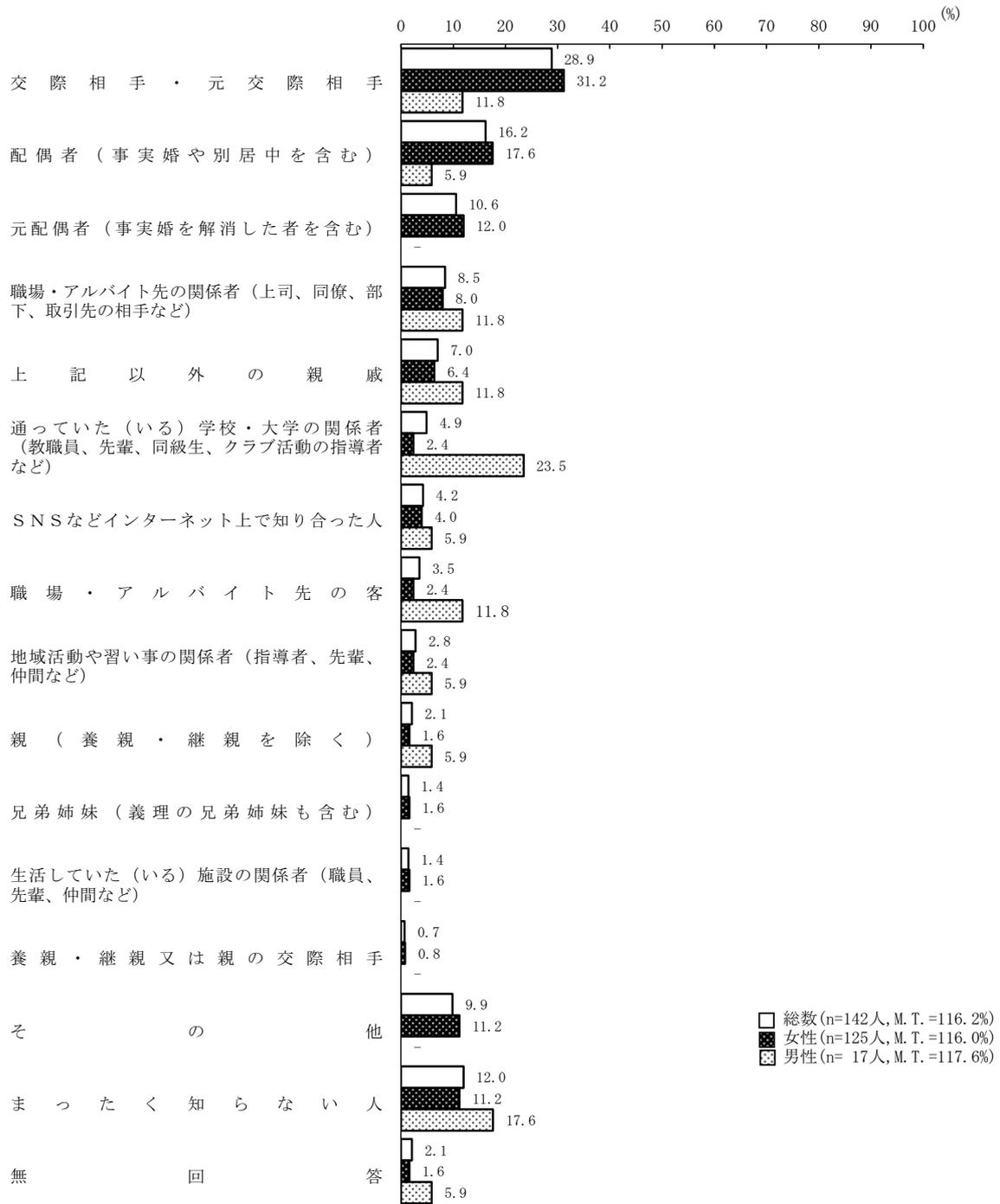
1 無理やりに性交等をされた被害経験

約 24 人に 1 人、そのうち女性の約 14 人に 1 人は無理やりに性交等をされた経験がある。



2 加害者との関係(複数回答)

「まったく知らない人」が約1割、女性では「交際相手・元交際相手」が約3割、男性では「通っていた(いる)学校・大学の関係者」が約2割。



*「上記以外の親戚」とは、下記以外の親戚を指す。

1. 配偶者(事実婚や別居中を含む)
2. 元配偶者(事実婚を解消した者を含む)
3. 親(養親・継親を除く)
4. 養親・継親又は親の交際相手
5. 兄弟姉妹(義理の兄弟姉妹も含む)

3 監護者からの被害経験(複数回答)

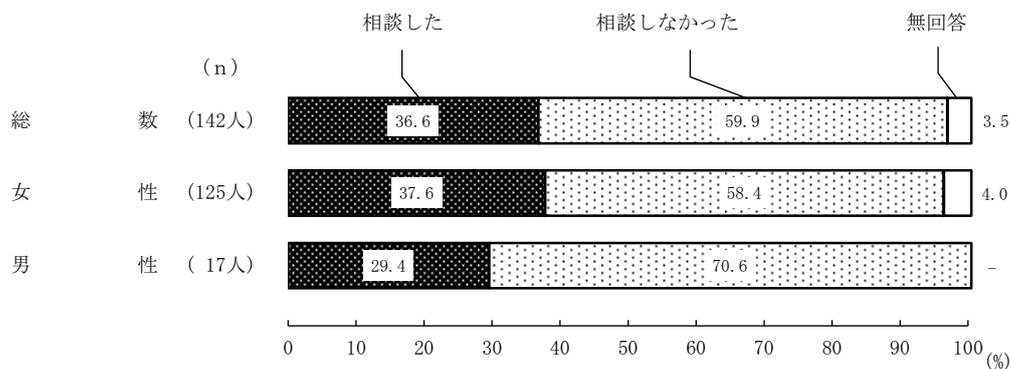
18歳未満に被害を受けた人の約1割は監護する者から被害を受けた経験がある。

(18歳未満のとき被害があった人)

	(%)		
	総数	女	男
n	41	35	6
監護する者	12.2	8.6	33.3
監護する者以外	82.9	85.7	66.7
無回答	7.3	8.6	-
延回答数(計)	102.4	102.9	100.0

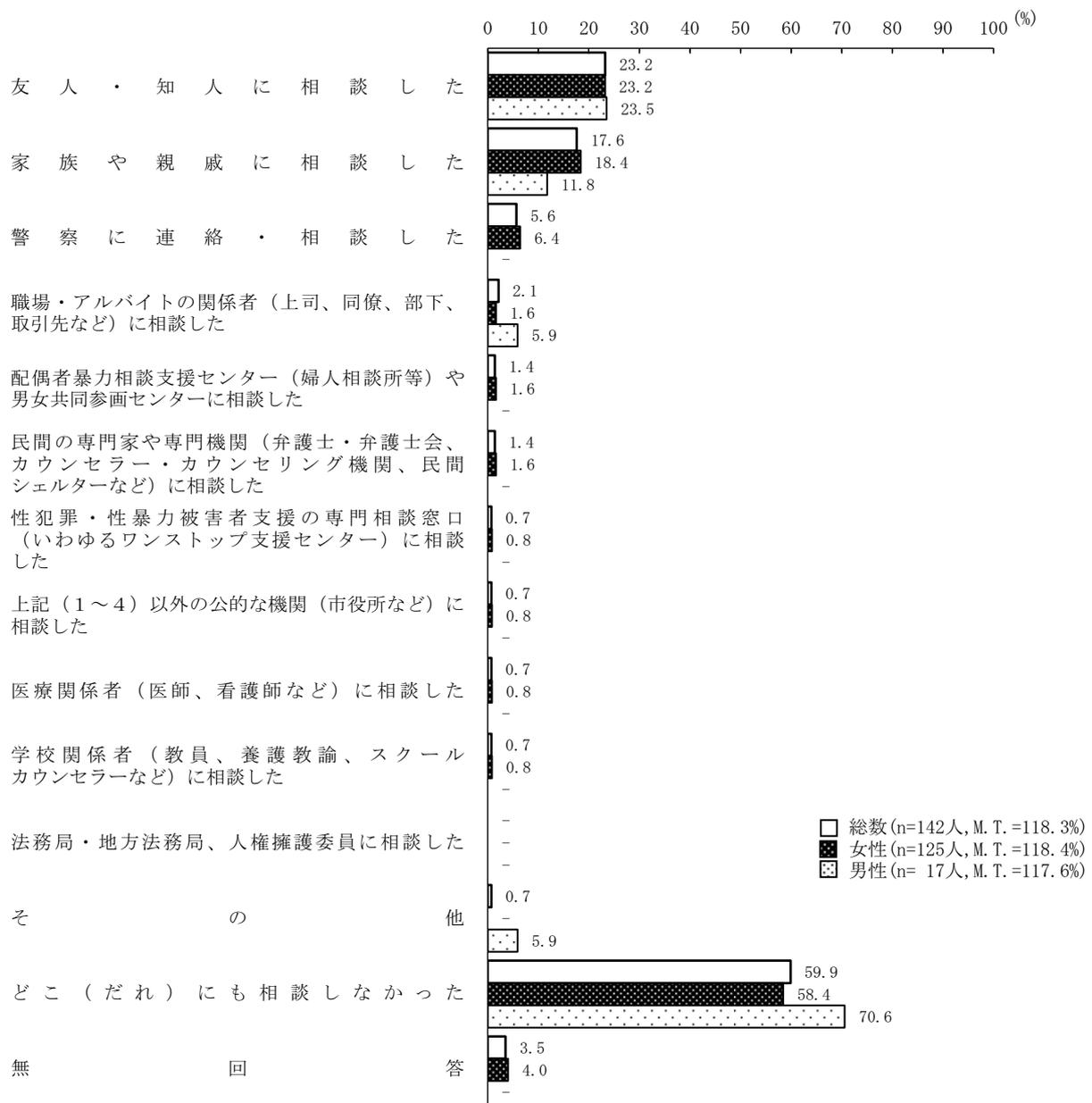
4 無理やりに性交等をされた被害の相談経験

被害を受けた女性の約6割、男性の約7割はどこにも相談していない



5 無理やりに性交等をされた被害の相談先(複数回答)

約4人に1人は「友人・知人」に相談している。

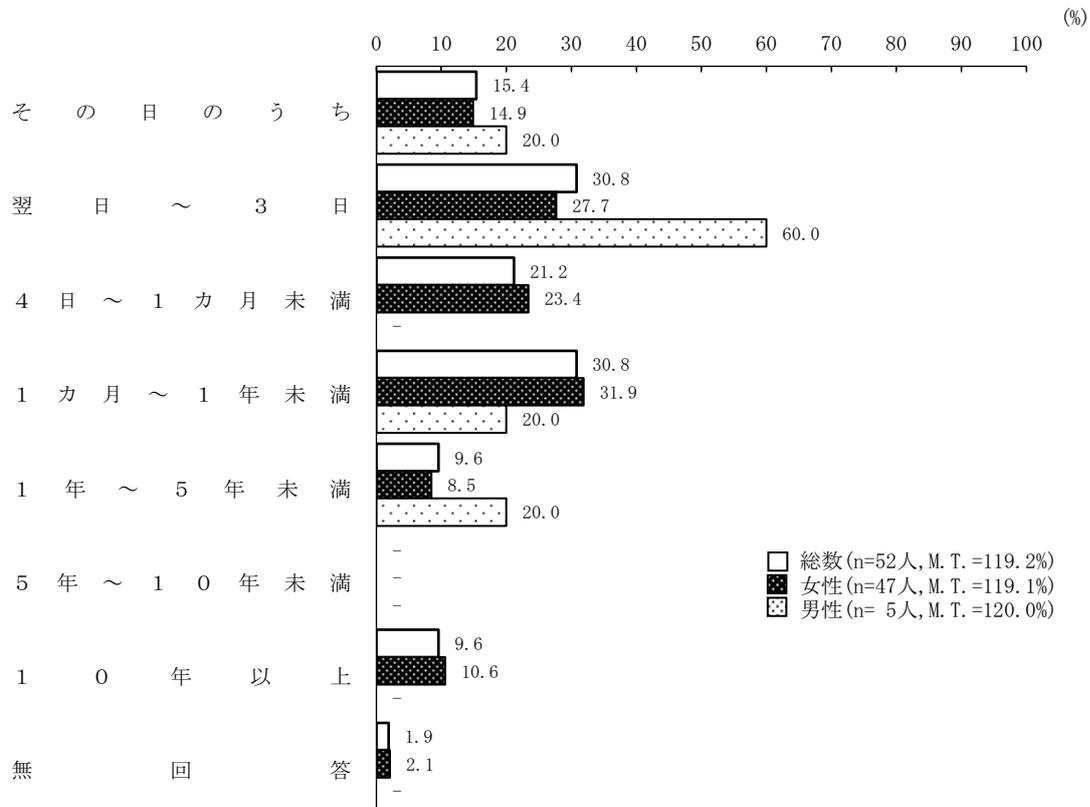


* 「上記(1~4)以外の公的な機関」とは、下記以外の公的な機関を指す。

1. 性犯罪・性暴力被害者支援の専門相談窓口(いわゆるワンストップ支援センター)
2. 配偶者暴力相談支援センター(婦人相談所等)や男女共同参画センター
3. 警察
4. 法務局・地方法務局、人権擁護委員

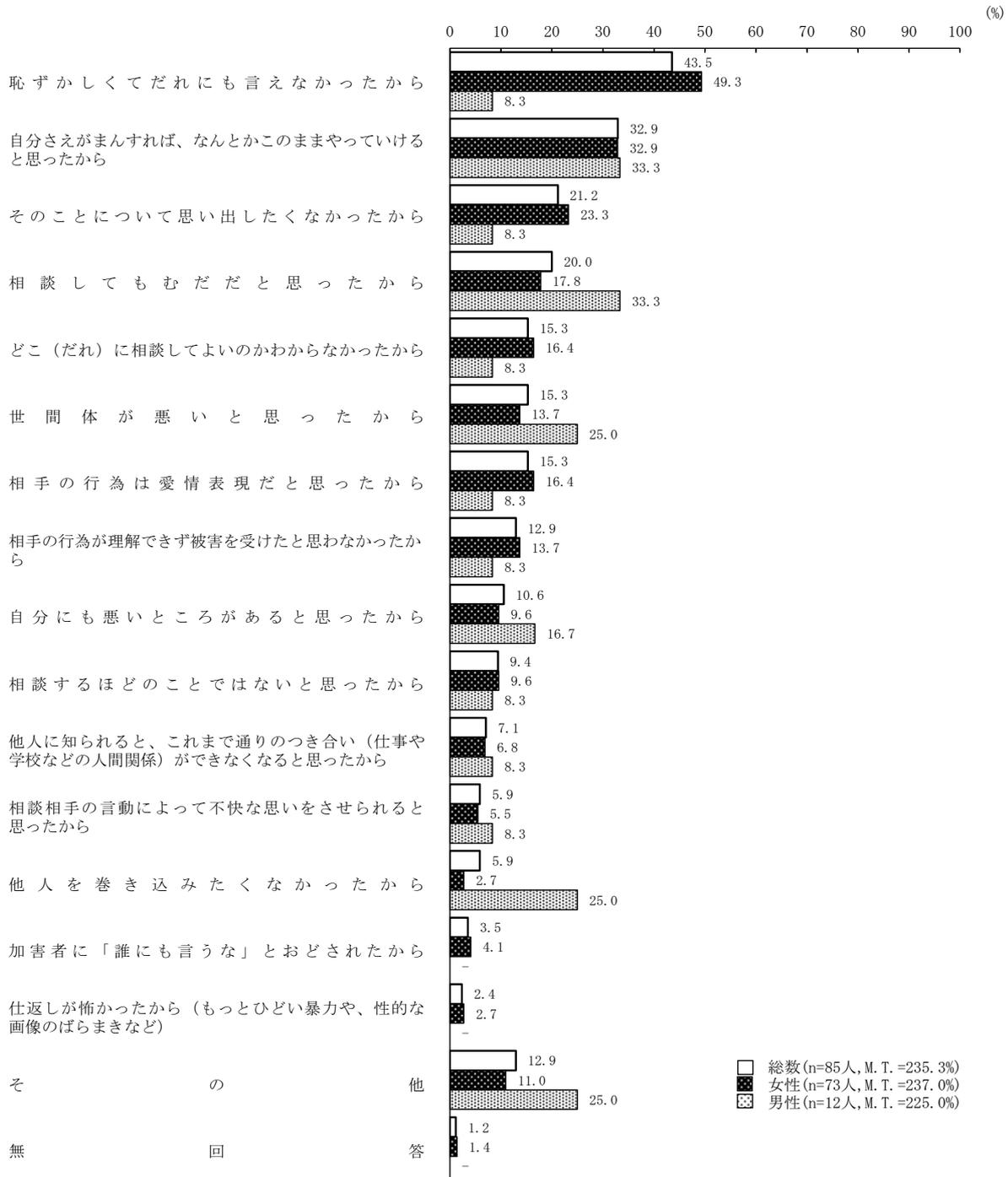
6 被害にあってから相談までの期間(複数回答)

被害にあってから相談までの期間は、「翌日～3日」、「1カ月～1年未満」が約3割。



7 無理やりに性交等をされた被害についてどこにも相談しなかった理由(複数回答)

女性の半数は、「恥ずかしくてだれにも言えなかったから」相談しなかった。





内閣府

男女共同参画局

〒100-8914 東京都千代田区永田町 1-6-1

TEL : 03-5253-2111 (大代表)

FAX : 03-3592-0408

ホームページ <https://www.gender.go.jp/>